

賛助会員に関する細則

制定 昭和55年10月25日（第1回理事会）
改正 昭和60年6月21日（第11回理事会）
改正 平成4年11月27日（第27回理事会）

- 第 1 条 宗教法学会会則（以下会則という）第5条第2号の賛助会員の資格、会則第7条の賛助会員の会員の会費、および会則第4条第3号の賛助会員のための研究会等の開催・運営の方法等に関しては、この細則による。
- 第 2 条 団体たる賛助会員の資格は次のとおりとする。
- (1) 大学、短期大学、およびその他の教育・研究機関を設置する包括宗教法人
 - (2) 専任者による宗教法制関係事務部門を置く包括宗教法人
 - (3) 前各号に規定するもの以外で理事会が特に認めた宗教団体
- 2 個人たる賛助会員の資格は次のとおりとする。
- (1) 包括宗教法人において宗務行政の経験を有し、かつ包括宗務法人の代表者が推薦する者
 - (2) 宗教法人の所轄庁において宗務行政の経験を有する者
 - (3) 法律実務に従事し宗務法に関心をもつ者
 - (4) 前各号に規定するもの以外で理事会が認めた者
- 第 3 条 賛助会員の年間会費は次のとおりとする。
- (1) 団体たる賛助会員会費 1口5万円とし、1口以上の負担とする
 - (2) 個人たる賛助会員会費 10,000円
- 第 4 条 賛助会員は、理事会の定めるところに従い、会則第4条第1号の研究発表会にオブザーバーとして参加することができる。
- 2 賛助会員は、本細則第5条に規定する事業に参加することができる。
- 第 5 条 宗教団体の法務に寄与するため、賛助会員のための研究会等（会則第4条第3号）として次の事業を行う。
- (1) 賛助会員のための宗教法制研究会
 - (2) その他理事会が賛助会員のために適当と認めた事業
- 第 6 条 前条第1号の賛助会員のための宗教法制研究会は、賛助会員および普通会員の参加により行なう。
- 2 賛助会員は、前項の宗教法制研究会において研究成果の発表を行ない、また討論に参加することができる。
- 第 7 条 賛助会員は、本会の機関誌については無償で頒布を受ける。ただしその他の出版物の頒布については理事会の定める方法による。

付 則

- 1 この細則は昭和55年10月25日から施行する。
- 2 この細則は昭和60年6月21日から施行する。
- 3 この細則は平成5年4月1日から施行する。